



雄物川 上流



No.210発行日 平成24年1月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

河川工事が最盛期を迎えます！

これから3月にかけて、河川工事が本格稼働します。
羽後町新町字鶴巢地内では、堤防・護岸・樋門等の新設工事が行われ、横手市十文字町佐賀会地内では、不用となった旧樋管の撤去を実施中です。

なお、鶴巢地内では、工事に伴い県道36号線(主要地方道大曲大森羽後線)の一部が背後に切り廻しとなります。

工事関係車両の往来により、近隣地域の皆様へはご迷惑、また通行される皆様へはご不便おかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

切り廻し予定期間:平成24年1月27日～3月26日(予定)

鶴巢地区 現在の施工状況



鶴巢地区 切り廻し道路



河川にゴミを捨てないで下さい！！

家庭で不用になったゴミなどが河川に捨てられると、次のような問題が発生します。

- ◎洪水時に下流へ流されて、下流の住民の方達が迷惑します。
- ◎水質が汚染されたり、生態系が破壊されます。最悪の場合、上水道の取水停止や魚類のへい死などがあります。
- ◎自然景観が破壊され、癒しの空間が台無しになります。

ゴミを河川などに捨てる行為は『不法投棄』となり法律で罰せられます。またゴミを焼くことは人体に有害なダイオキシンが発生する場合があります、禁止されています。絶対にやめましょう。

※ゴミは各市町村で定められたルールに従って処分するようにお願いします。

【不法投棄の罰則】

- ◆河川法(河川法施行令第16条の4)違反
→3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反
→5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金



今年も職員一同頑張ります！！

十文字出張所職員一同は、今年も雄物川、皆瀬川の安心・安全に努めて参りますので、皆様のご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

また雄物川、皆瀬川に関して何かございましたら十文字出張所にご連絡下さい。